



平成24年度

集団がん検診

4月1日(日)の新聞に折り込まれる「平成24年度保健事業案内」に、がん検診の日程・料金の詳しい案内と申し込みはがきが一緒に入ります。忘れずにご確認ください。

申込期限 4月20日(金)

対象者 市内在住、各該当年齢に達する方(年齢基準日は平成25年3月31日)

●集団がん検診等 実施時期

検診種類	対象者	平成24年度実施予定
胃がん	40歳以上の方	6月上旬
大腸がん		
肺がん	40歳以上の方	7月上旬～8月上旬
前立腺がん	50歳以上の男性	
骨粗しょう症	20歳以上の女性(5歳ごと)	
肝炎ウイルス	40歳以上の方で過去に肝炎検査を受けていない方	
乳がん	30歳以上の女性	8月中旬～9月中旬
子宮がん	20歳以上の女性	

※肺がん検診・前立腺がん検診・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検査は、特定健康診査(40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者を対象とする健診)と同時に実施となります。
★申し込み方法は「平成24年度保健事業案内」「広報4月号」でお知らせします。

健康支援課成人保健係

☎0479(80)8338

戦没者等の遺族の皆さん

第九回特別弔慰金の請求期限は平成24年4月2日(月)までです。

請求期限を過ぎますと、第九回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、対象となるご遺族の方でまだ請求されていない方は、お早めに請求窓口へ問合せの上請求してください。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金等を受けていた方が亡くなるなどしたために、平成21年4月

1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。
給付内容 額面24万円、6年償還の記名国債

請求窓口 社会福祉課社会福祉係

☎0479(80)8361

軽自動車の廃車・変更手続き

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者(名義人)に課税されます。廃車や名義変更をしたいバイクや軽自動車などがある人は、早めの手続きをお願いします。また、転出などで定置場(主に置く場所)が変わった場合も、住所変更の手続きが必要となります。

問

○山武市または旧町村ナンバー(原付、農耕用車両等)

課税課 ☎(80)1281

○千葉・成田ナンバー(軽二輪・小型二輪(125ccを超えるもの))

千葉運輸支局

☎050(5540)2022

○千葉・成田ナンバー(軽四輪) 軽自動車検査協会千葉事務所

☎043(245)0163

軽自動車税の非課税措置

東日本大震災により、滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得し、取得した軽自動車を主に置く市町村の認定を受けた場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税になります。

※2輪のバイクを2輪のバイクに、小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換えた場合も対象になります。

※滅失又は損壊した軽自動車(軽自動車税)は手続きすることで課税されません。手続き方法については、お問い合わせください。

問 課税課市民税係

☎(80)1281

